

特定非営利活動促進法の改正の概要

(平成24年4月1日施行)

認証制度の見直し

窓口（所轄庁）の変更

内閣府・都道府県 都道府県・政令市
NPO 法人の事務所が1つの政令市区域内のみに所在する場合は、当該政令市が認証の窓口、それ以外の場合は、主たる事務所の所在する都道府県が窓口となります。

申請手続の簡素化・柔軟化

- ・条例により、設立申請書等についての縦覧期間中の補正（1ヶ月以内）が可能となりました。
- ・所轄庁への届出のみで定款の変更を行うことができる事項が追加されました。（役員の定数等）

信頼性の向上

- ・NPO 法人が作成しなければならない計算書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に変更されます。（経過措置あり）
- ・設立の認証を受けた者が、認証後6月を経過しても登記をしないときは、認証を取り消される場合があります。

認定・仮認定制度の導入

窓口の変更

国税庁 都道府県・政令市
NPO 法人の事務所が1つの政令市区域内のみに所在する場合は、当該政令市が窓口に、それ以外の場合は、主たる事務所の所在する都道府県が窓口となります。

認定の基準の緩和・効果の拡充

- ・認定を受けるための基準が緩和されました。また、設立初期のNPO 法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としてPST 基準を免除した**仮認定（3年間有効）制度が平成24年4月1日より導入**されました。
- ・認定NPO 法人（仮認定を含む）への寄附者は、現行の所得税法上の所得控除か税額控除を選択することができるようになりました。（国税の税額控除は寄附金額の40%（所得税額の25%上限）、地方税とあわせて最大50%）

認定 NPO 法人とは

NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定 NPO 法人（仮認定 NPO 法人）となります。

認定 NPO 法人になると、寄附者及び認定 NPO 法人自身に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

認定 NPO 法人となるための要件

パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること。

事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

運営組織及び経理が適正であること。

事業活動の内容が適正であること。

情報公開を適正に行っていること。

事業報告書等を所轄庁に提出していること。

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

設立の日から1年を超える期間が経過していること。

注）～（仮認定の場合はを除く～）を満たしていても、欠格事由に該当する NPO 法人は、認定（仮認定）を受けることはできません。

事業報告書は期限内（毎事業年度初めの3ヶ月以内）の提出が必要です。

認定

税制の優遇措置

【寄附者に対するメリット】

寄附者が個人の場合

- ・寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）か税額控除のいずれかの控除を選択することができます。確定申告が必要です。

寄附者が法人の場合

- ・寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

相続人が寄附する場合

- ・寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

【認定 NPO 法人自身へのメリット；（みなし寄附金制度）】

- ・収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入が認められます。

認定 NPO 法人と仮認定 NPO 法人の違い

認定 NPO 法人		仮認定 NPO 法人
PST 要件を含む 8 つの要件をすべて満たすこと	要件	PST 要件を除く 7 つの要件を満たすこと (PST 要件は免除)
認定日から 5 年間 (更新あり)	有効期間	認定日から 3 年間 (更新なし)
設立後 1 年を超える、すべての NPO 法人	対象法人	設立後 1 年を超え 5 年未満の NPO 法人 (経過措置; 平成 27 年 3 月までは、設立後 5 年以上の NPO 法人も対象)
直近の 2 事業年度 (初回のみ、更新の場合は 5 事業年度)	実績判定期間	直近の 2 事業年度
個人が寄附をした場合の所得税における控除 法人が寄附した場合の損金算入限度枠の拡大 相続人が寄附した場合の非課税 認定 NPO 法人自身のみなし寄附金	税制優遇	個人が寄附をした場合の所得税における控除 法人が寄附した場合の損金算入限度枠の拡大 (適用なし) (適用なし)

【参考までに・個人が寄附を行った場合の試算】

例) 年収 300 万円の方が、1 万円を寄附した場合

税額控除を選択

所得税 (10,000 円 - 2,000 円) × 40% = 3,200 円

個人住民税 (10,000 円 - 2,000 円) × 10% = 800 円 **合計 4,000 円**

寄附金控除 (所得控除) を選択 (年収 300 万円の場合 所得税率 5%)

所得税 (10,000 円 - 2,000 円) × 5% = 400 円

個人住民税 (10,000 円 - 2,000 円) × 10% = 800 円 **合計 1,200 円**

注) 寄附金の額の合計額は所得税額の 40%、税額控除額は所得税の 25% が限度です。また、寄附金控除における所得税率は年収により異なりますので、試算にあたってはご注意ください。

詳細: 内閣府 HP https://www.npo-homepage.go.jp/about/201204_kaisei.html